



埼玉県報

第 2690 号
平成 27 年(2015 年)
4 月 24 日
金曜日

目次

規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

管理規程

- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程（経営管理課）

告示

- 平成 27 年度地籍調査事業計画の変更（土地水政策課）
- 埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する入札公告（入札審査課）
- 介護保険法第 104 条の 2 に基づく告示（高齢者福祉課）
- 平成 27 年度埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 七郷北部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員就任届（春日部農林振興センター）
- 加須都市計画三俣第二土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告(市街地整備課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 26 年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県江南中継ポンプ所ほか 2 か所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）

- 埼玉県立小児医療センター新病院の解剖台関連機器の調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の薬剤部無菌室ユニットの調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の無影灯・シーリングペンダントの調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の厨房機器の調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院のウォールケアユニット関連機器の調達に関する入札公告(経営管理課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 住民監査請求に係る監査結果の公表(監査第一課)
- 住民監査請求に係る監査結果の公表(監査第一課)
- 平成 27 年度埼玉県職員採用上級試験等の実施(任用審査課)
- 平成 27 年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施(任用審査課)
- 平成 27 年度埼玉県職員採用初級試験等の実施(任用審査課)
- 平成 27 年度警察事務職員採用初級試験の実施(任用審査課)
- 平成 27 年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施(任用審査課)
- 平成 27 年度埼玉県経験者職員採用試験の実施(任用審査課)

正誤

- 埼玉県規則第 42 号中訂正(スポーツ振興課)

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八六

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用初級試験の項中「、電力技術、電子技術、電子回路、電子情報技術及び電子計測制御」を「・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第七の循環器・呼吸器病センターの部職員の欄中「及び理学療法士」を「理学療法士及び作業療法士」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県病院局職員給与規程の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

四 職員が禁錮の刑に処せられ、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、

その刑の執行を猶予された場合

第十八条第二号中「場合」の下に「（前条第四号に該当する場合を除く。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条、第六条関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
採用	<p>(1) 職員に採用する場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する</p>	
	<p>(2) 法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第37号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第2号の規定により臨時的任用を行う場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号(又は)職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的職員に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>臨時的任用を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
	<p>(3) 育児休業法第6条第1項第1号又は配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号(又は)配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
	<p>(4) 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 週〇〇時間〇〇分勤務とする 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職（ ）〇級に決定する 〇〇号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 〔週〇〇時間〇〇分勤務とする〕 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	勤務時間を変更しない場合は、〔 〕の部分は省略する。

	(5) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合	埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号給を給する 〔ただし給料は支給しない〕	給料を支給する場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(6) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号(第2号)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇円を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする	
	(7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項(第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇円を給する (又は) 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号給を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする	
昇任及び昇格	(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に昇格させる〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則による給料 〇〇円を給する	昇任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。 昇格のみの発令の場合は、「「b」を命ずる」の部分は省略する。
降任及び降格	(1) 法第28条第1項の処分として行う場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に降格させる〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	降任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(2) (1)以外の場合	処分の根拠の記載を除き、(1)に定める記載形式の例による。	

転任	任命換え	職員の種類を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県「a」に任命換えする「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に決定する〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	〔 〕の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合に用いる。
	配置換え	勤務課所を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる 〔〇〇職()〇級に決定する〇〇号給を給する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	
	転入	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、職員の職に任命する場合	採用の場合の(1)に定める記載形式の例による。	
	出向	職員を管理者以外の者を任命権者とする県の職員に転出させる場合	「c」へ出向を命ずる	
	併任	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の職に任命する場合	採用の場合の(5)に定める記載形式の例による。	
	併任の解任		埼玉県「a」併任を命ずる	
	兼職	異なる職員の種類の職及び他の課所の職を兼ねる場合	兼ねて埼玉県「a」に任命する兼ねて「b」を命ずる	
	兼職の解任	兼職の項の兼職を解く場合	埼玉県「a」兼任を免ずる「b」兼職を免ずる	
昇給		(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項第〇号の規定に準じ〇号該当昇給区分に決定した 〇〇職()〇級〇〇号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項の規定に準じ昇給しない〕 (又は) 人委第981号第〇条関係第〇項〇の規定に準じ〇号該当昇給区分に決定した 〇〇職()〇級〇〇号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7-221第〇条第〇項の規定に準じ昇給しない〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	〔 〕の部分は、五号該当昇給区分の場合に用いる。

	(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	〇〇職()〇級〇〇号給を給する (埼玉県人事委員会規則7-860附則第2項第1号準用) 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料〇〇円を給する	
	(3) その他の場合	埼玉県人事委員会規則7-221第〇条 〔後段 (又は) 第〇項及び第〇項〕の規定に準じ昇給しない	
給料表改定に伴う給料の額の変更	(1) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定による給料の額が変更された場合((2)に掲げる場合を除く。)	平成〇年埼玉県病院事業管理規程第〇号の施行に伴い、平成26年病院事業管理規程第13号附則の規定による給料として給する額を〇〇円とする	
	(2) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成26年病院事業管理規程第13号)附則の規定による給料の額が支給されないこととなった場合	平成〇年埼玉県病院事業管理規程第〇号の施行に伴い、平成26年病院事業管理規程第13号附則の規定による給料は支給されないこととなった	
事務取扱	職員に他の同等又は下位の職の事務を取り扱わせる場合		
	ア 外国出張中事務取扱を命ずる場合	「b」何某海外出張中 「b」事務取扱を命ずる	
	イ 病気療養中事務取扱を命ずる場合	「b」何某病気療養中 「b」事務取扱を命ずる	
	ウ 研修中事務取扱を命ずる場合	「b」何某〇〇において研修中 「b」事務取扱を命ずる	
	エ ア、イ及びウ以外の場合	「b」事務取扱を命ずる	
事務取扱免	事務取扱の項エの場合	「b」事務取扱を免ずる	
心得	職員に他の上位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」心得を命ずる	
心得免		「b」心得を免ずる	
派遣	(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく場合	地方自治法第252条の17の規定に基づき〇〇へ派遣する 派遣期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする (派遣期間の延長) 派遣期間を平成〇年〇月〇日まで延長する	地方自治法第292条において準用する場合を含む。
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)に基づく場合	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき〇〇(△△)へ派遣する 派遣期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする	〇〇には派遣先の機関の名称を、△△にはその所在地を記入する。

		<p>派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>派遣期間中給与を支給しない(派遣期間の延長)</p> <p>派遣期間を平成〇年〇月〇日まで延長する</p> <p>延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>延長に係る期間中給与を支給しない</p>	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる	
派遣の解任・職務復帰	(1) 地方自治法に基づく場合	(派遣の解任) 〇〇への派遣を解く	
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に基づく場合	(派遣の解任) 〇〇への派遣を解く (派遣期間満了による職務復帰) 派遣期間の満了により職務に復帰した	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる。	
駐在		〇〇駐在を命ずる	
駐在の解任		〇〇駐在を解く	
休職	(1) 心身故障により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる 休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする (休職期間の延長) 休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する	
	(2) 刑事事件の起訴により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる 休職期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の〇とする (又は) 休職期間中給与は支給しない	

	(3) 分限条例第2条の規定により休職する場合	職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〇とする (休職期間の延長) 休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する	
復職	(1) 休職中の職員を職務に復帰させる場合	復職を命ずる 〔平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により全額支給することとする (公務災害認定(認定番号〇—〇)による) (又は) (通勤災害認定(認定番号〇—〇)による)〕	〔 〕の部分は、休職処分後に公務災害又は通勤災害の認定があった場合に用いる。 なお、上記の場合で既に復職している場合には、〔 〕の部分のみ発令する。
	(2) 休職期間の満了により職務に復帰した場合	休職期間の満了により復職した	
分限免職		地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により免職する	
戒告		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により戒告する	
減給		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により〇月間給料の月額〇分の〇を減給する	
停職		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により〇月(日)間停職する	
懲戒免職		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により免職する	
失職		地方公務員法第16条第〇号に該当したので同法第28条第4項の規定により失職した	
失職の特例		(事件名)について禁錮〇年執行猶予〇年の刑に処されたが、職員の分限に関する条例第6条第1項の規定を適用しその職を失わないものとする ただし執行猶予の言渡しを取り消されたときは当該取消しの日にその職を失う	
免職	法第29条の2第1項各号に規定する職員を免職する場合	免職する「d」	
退職	(1) 職員が定年退職をする場合	職員の定年等に関する条例第2条の規定により平成〇年〇月〇日限り定年退職	

	(2) 職員がその意により退職する場合	<p>辞職を承認する 〔職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）第22条第○項の規定により退職手当を支給しない〕</p>	
	(3) 採用の項(5)に定める職員が退職する場合	埼玉県「a」併任を免ずる	
勤務延長	(1) 勤務延長を行う場合	平成○年○月○日まで勤務延長する	
	(2) 勤務延長の期限を延長する場合	勤務延長の期限を平成○年○月○日まで延長する	
	(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合	勤務延長の期限を平成○年○月○日に繰り上げる	
	(4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合	期限の定めのない職員となった	
	(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合	職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により平成○年○月○日限り退職	
再任用	(1) 再任用を行う場合	<p>地方公務員法第28条の4第1項（第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項）の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」（4週につき○○時間○○分勤務）を命ずる 任期は平成○年○月○日までとする ○○職（）○級に決定する（職員の給与に関する条例第4条第12項準用） （又は） （職員の給与に関する条例第4条の2準用）</p> <p>平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の6第1項の規定による任用の場合は、「（4週につき○○時間○○分勤務）」の部分は省略する。</p>
	<p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(2) 再任用の任期を更新する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(3) 再任用職員の配置換え及び勤務時間の変更を行う場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年病院事業管理規程第13号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>再任用の任期を平成○年○月○日まで更新する 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p> <p>「b」（4週につき○○時間○○分勤務）を命ずる 〔○○職（）○級に決定する〕 平成26年埼玉県病院事業管理規程第13号附則の規定による給料○○円を給する</p>	<p>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定による任用の場合は、「（4週につき○○時間○○分勤務）」の部分は省略する。</p>

	<p>(4) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合</p> <p>(5) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合</p>	<p>任期の定めのない職員となった</p> <p>地方公務員法第 28 条の 4（第 28 条の 5、第 28 条の 6）の規定による任期の満了により平成〇年〇月〇日限り退職</p>	<p>[] の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合又は級を変更する場合に用いる。</p>
任期満了・死亡			通知書の交付はしない。
一般職に属する臨時または非常勤の任免等			別に定める。

注 1 記載形式の欄中「a」等とあるのは、次の区分による。

「a」 職員の種類を記入する。

「b」 組織等及び職の名称を記入する。

(例) 病院局経営管理課長、埼玉県立循環器・呼吸器病センター看護部技師

「c」 埼玉県知事部局、埼玉県議会事務局、埼玉県選挙管理委員会、埼玉県監査事務局、埼玉県教育委員会、埼玉県人事委員会事務局、埼玉県労働委員会事務局、埼玉県警察本部、埼玉県企業局又は埼玉県下水道局と記入する。

「d」 根拠法令又は理由を記入する。

2 1人の職員について同時に2以上の人事異動を併せて行う場合、通知書への記載は、次の順による。

- (1) 職員の種類（埼玉県職員又は臨時的職員）
- (2) 職
- (3) 任期
- (4) 給料
- (5) その他

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百五十六号

平成二十七年埼玉県告示第三百七十八号（平成二十七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

表中

秩父市	大輪第一（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	鶉平第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	大輪第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
秩父市	鶉平第三（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から
加須市	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	平成二十七年四月一日から
加須市	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	平成二十七年四月一日から
越谷市	越谷第八―二計画区（大字大泊の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで

を

川越市	高階第三（大字藤間、大字砂新田の各一部）	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで
川越市	南古谷第一（大字南田島の一部）	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡四―二（楊井、平塚新田の各一部）	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで

熊谷市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	飯能市	飯能市	加須市	加須市	東松山市	狭山市	狭山市
大麻生二（大麻生の一部）	大輪第一（大滝の一部）	鶉平第二（大滝の一部）	大輪第二（大滝の一部）	鶉平第三（大滝の一部）	双柳第五（大字双柳の一部）	双柳第六（大字双柳の一部）	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	東松山九地区（箭弓町一丁目、箭弓町二丁目の各一部）	狭山第四十九（富士見二丁目の一部）	狭山第五十（富士見一丁目、入間川の各一部）
平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年三月三十一日まで

に改める。

深谷市	深谷市	越谷市	日高市	日高市
深谷第三十四(大谷の一部)	深谷第三十五(大谷の一部)	越谷第八―二計画区(大字大泊の一部)	日高第四十三―一(大字中鹿山、大字下鹿山の各一部)	日高第四十四(大字中鹿山、大字下鹿山の各一部)
平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年7月1日（水）から平成30年7月31日（火）まで。ただし、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 次に掲げる条件を全て満たす電子入札システムのヘルプデスク業務を請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- ア 一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに基づく電子入札機能のほか、入札参加資格の申請受付機能及び入札情報の公開機能を含むシステムに関する業務であること。
- イ 国、都道府県又は指定都市を含む10以上の団体が共同利用するシステムに関する業務であって、当該システムの利用者である発注者及び受注者からの問合せに対応するものであること。
- ウ 単にシステムの操作方法の説明にとどまらず、根拠となる事務処理要領等に照らし、利用者の立場・状況を踏まえて適切な説明・誘導をすることを含む業務であること。
- エ 利用者向けホームページや操作マニュアルを改善するなど、サービス向上のために、業務を自ら改善することを含む業務であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
- 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課システム担当 中山 電話048-830-5770（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
- 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
- イ 紙媒体による場合
- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月18日（木）午後1時まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月17日（水）午後5時まで
- なお、郵送の場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年5月26日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。))。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日(木)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation of the Saitama Electronic Bidding System “Helpdesk”

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 17, 2015

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., June 18, 2015

(3) Contact Information:

Bidding Inspection Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-5770

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1155280033	介護老人保健施設 葵の園・桶川	埼玉県桶川市大字倉田2208-1	介護老人保健施設	医療法人社団葵会	平成27年4月1日
1155280041	介護老人保健施設 葵の園・桶川	埼玉県桶川市大字倉田2208-1	介護老人保健施設	医療法人社団葵会	平成27年4月1日

告示

埼玉県告示第四百五十九号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十七年 七月二十一日（火）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十七年六月二十三日（火）から六月二十四日（水）まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十七年六月二十四日（水）までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十七年九月九日（水）及び十日（木）

二 午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十七年九月九日（水）午前十時から十月八日（木）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第四百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ春日部店

埼玉県春日部市粕壁東五丁目千四百七十九番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年四月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十七年四月八日

二 縦覧期間

平成二十七年四月二十四日から平成二十七年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年四月二十四日から平成二十七年八月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、七郷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	馬場 亨	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田千四百十六番地
同	嶋田 行雄	同 同 同 千四百三十七番地二
同	田邊 淑宏	同 同 同 同 千八百九十九番地
同	飯嶋 幸良	同 同 同 古里四百八十二番地
同	内田 浩	同 同 同 吉田八百四十二番地
同	藤野 嘉彦	同 同 同 同 千六十四番地
同	安藤 欣男	同 同 同 古里七百七十番地一
同	小林 登	同 同 同 吉田七百十三番地
同	小林 一好	同 同 同 同 五百二十五番地
同	安藤 高二	同 同 同 古里九百八十七番地一
同	飯島 正章	同 同 同 同 三百七十九番地
同	千野 悦史	同 同 同 熊谷市小江川二千九番地五
同	飯嶋 昇	同 同 同 比企郡嵐山町大字古里四百九十九番地一
同	小久保 桂子	同 同 同 同 七百四十四番地
同	大沢 和久	同 同 同 熊谷市塩二百七十四番地三
監事	田島 政芳	同 同 同 比企郡嵐山町大字古里八百十七番地
同	飯島 秋正	同 同 同 同 吉田八百四十番地一
同	藤野 彰一	同 同 同 同 同 千百六十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大塚 十三雄	埼玉県比企郡嵐山町大字古里百六十四番地
同	安藤 實	同 同 同 同 四百九十六番地
同	飯嶋 昇	同 同 同 同 四百九十九番地一
同	小久保 桂子	同 同 同 同 七百四十四番地
同	安藤 欣男	同 同 同 同 七百七十番地一

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 澁 谷 榮次郎 埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千百八十九番地

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 福 島 榮 埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千二十一番地

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

加須市から加須都市計画三俣第二土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年 四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、四から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十八、十七まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七、十四から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、五まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、四十五から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、四十八まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、四十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一、四十八まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八、二十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八、一まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三、二十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八、一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>七十五・〇〇</p> <p>七十八・〇〇</p> <p>七十二・〇〇</p> <p>二十五・〇〇</p> <p>三十四・〇〇</p> <p>二十・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十四・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八 一五から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八 一五まで</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 一二から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 一三まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十六・〇〇</p> <p>二十・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年十二月十九日

指令川建セ第二六〇〇九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年四月二十一日

川建セ第二七〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字滝合千八百七十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松本町二丁目一番四十九号 シンワコーポ三〇三

石井 将之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令川建セ第二六〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年四月二十一日

川建セ第二七〇〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字花見堂七〇二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼六八四番地二

小林 町子

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十四条の規定により、平成二十六年年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県議会議長 長 峰 宏 芳

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
六三五	平成二十前年度か 六年度受らの繰越 付件数	公開	平成二十七 年度への繰 越件数
〇	件数	部分公開	
六三五	計	非公開	
四六		計	
五八八			
一			
六三五			
〇			

告 示

埼玉県公営企業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,877 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 16,416 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 27 年 1 月 30 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 783 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社
埼玉県久喜市清久町 4 番地 1
- 7 落札金額
1 トン当たり 77,436 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 27 年 1 月 30 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 976 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 27 年 3 月 24 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 57,240 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 27 年 1 月 30 日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 258トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間
平成27年4月1日から平成27年9月30日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成27年3月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額
1トン当たり 245,160円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成27年1月30日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 289トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間
平成27年4月1日から平成27年9月30日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成27年3月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
フジオックス株式会社 越谷営業所
埼玉県越谷市蒲生西町2丁目12番5号
- 7 落札金額
1トン当たり 244,080円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成27年1月30日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 1,537トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成27年3月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目12番34号
- 7 落札金額
1トン当たり 19,332円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成27年1月30日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県江南中継ポンプ所ほか2か所で使用する電気
予定使用電力量 18,590,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成27年7月1日（水）から平成28年6月30日（木）まで

(4) 需要場所

- ア 埼玉県熊谷市小江川 1793 番地 1 埼玉県江南中継ポンプ所
- イ 埼玉県行田市荒木 4908 番地 埼玉県荒木取水ポンプ所
- ウ 埼玉県東松山市西本宿 200 番地 1 埼玉県高坂中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、県が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に対する1年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措

置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 2 項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 27 年 5 月 13 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。

この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場会議室 平成 27 年 6 月 4 日（木）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 4 時まで

イ 郵便による場合

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 4 時まで

(必着)

なお、埼玉県行田浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年5月14日（木）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、当該契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Konan relay pump station including other two stations (estimated kWh: 18,590,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., May 14, 2015

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 1,552,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 1042 番地 6 埼玉県高倉中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、県が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 2 項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当又は技術部技術第一担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 27 年 5 月 13 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。

この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場会議室 平成 27 年 6 月 4 日（木）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 4 時まで

イ 郵便による場合

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 4 時まで

（必着）

なお、埼玉県吉見浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必

ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年5月14日（木）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金

を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、当該契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Takakura relay pump station (estimated kWh: 1,552,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., May 14, 2015

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

解剖台関連機器 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 8月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 榎本
電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年
6月5日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年6月5日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年5月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of dissection stand and related apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., June 5, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 4, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

薬剤部無菌室ユニット 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年9月30日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 谷村
電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年6月5日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年6月5日 午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年5月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Sterile room unit of the hospital pharmacy

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., June 5, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 4, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

無影灯・シーリングペンダント 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 9月30日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 松永
電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年6月5日 午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年6月5日 午前10時50分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年5月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of surgical lights and ceiling pendants

(2) Time-limit for tender:

10:40 a.m., June 5, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 4, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

厨房機器 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 9月30日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「厨房機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 辻・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 谷村
電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年
6月5日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年6月5日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年5月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of kitchen equipments

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., June 5, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 4, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan,
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

ウォールケアユニット関連機器 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 9月30日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 松永
電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年
6月5日 午前11時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年6月5日 午前11時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年5月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年5月7日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Wall care unit and related apparatus

(2) Time-limit for tender:

11:20 a.m., June 5, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 4, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年四月二十八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県知事選挙について

イ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

第1 監査の請求

1 請求人

狭山市 田中寿夫

2 請求書の受付

平成27年3月5日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。また、事実証明書の1について資料に掲載した。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、埼玉県議会全会派に対して県政調査費及び政務活動費（以下県政調査費等という）を県政調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付している。

このうち『民主党・無所属の会』菅克己議員につき平成23～25年度、法令及び埼玉県議会が制定した「埼玉県県政調査費の交付に関する条例 平成13年3月27日に条例第50号そして「埼玉県県政調査費交付規程」平成13年4月1日議会告示第3号。「埼玉県政務活動費の交付に関する条例 平成23年3月27日に条例第50号（以下「本条例」という。）及び「埼玉県政務活動費交付規程」平成23年4月1日 議会告示第3号（以下「本規程」という。）ほかの関係規程（注1）の定めを逸脱し、または違法・不適切な公金の支出が見受けられた。住民監査請求の期間は1年とされているが、この案件については年度ごとに継続性があることから地方自治法第242条第2項の正当な理由があり、また横浜地裁判決（注2）より、監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例により、平成23～25年度分の県政調査費及び政務活動費について監査請求するものである。

この政務調査費及び県政調査費の執行について、埼玉県知事上田清司が執行の適切な監査を怠ったのが原因であり、指摘する下記事項につき、会派に対し違法・不当に支出した県政活動費等の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

（注1）「ほかの関係規定」とは、埼玉県議会 平成21年4月県政調査費運用指針及び埼玉県議会平成23年3月政務活動費運用指針を指す。

（注2）平成20年（行ウ）第19号 横浜地裁判決 平成25年6月19日を指す。

記

民主党・無所属の会所属菅克己議員に対し、平成23～25年度分として同会派に支給した県政調査費等中、違法不当に支出した次の金額を県に返還させるための必要な措置をとることを請求する。

平成 25 年度	8, 1 4 7, 3 5 7 円	
平成 24 年度	7, 4 6 1, 9 0 5 円	
平成 23 年度	4, 4 1 7, 6 2 1 円	計 2 0, 0 2 6, 8 8 3 円

(2) 請求の理由

ア 菅克己議員に対する請求の理由

① 菅克己議員の広報費について

平成 25 年度広報費のうち（広報費 P129～131）の支払い証明によって(株)ポストインサービスに支払ったとするが、同社に出向き社長に確認したところ配布日以降に請求書を送るため、配布日に入金することはあり得ない。との回答であった。同日、同社では直ちに菅議員に連絡し、菅議員はこれを認め、1 月 20 日、取り下げ返金した。この支払についての内訳は「県議会レポート春版 10,000 枚としていた。

菅議員は同年 10 月 16 日付で同社に対し、取り下げた 5 月分の請求書 NO.20543 の 4 万 2 0 0 0 円と 7 月分の請求書と合算して「すがかつみレポート 1 5 8 号」宅配料として政務活動費から 11 万 7 6 0 0 円を送金している。（広報費 P360～362）

5 月分の支払明細は県議会レポート 2013 年春版と内訳に記載し、そして同じ請求書で 10 月分は「すがかつみレポート 1 5 8 号」と内訳を変更し、支払いの日を遅らせ、合算して異なる金額で支払ったことは意図的であることが伺われる。

本人は当時事務員が退職したためにこのようなことがおきたと弁明していたが人件費の支払いは継続しており（人件費一覧別紙）、事務処理の過失とは認められないばかりかこれが事実であれば人件費の計上は架空であったと認めたことになる。

請求人は菅県議の広報費使用に関し、詳細に調査したところ 25 年度のチラシ配布が異常に多く、印刷物の支払いが全くないことからチラシを配布したとする(有)キタハラサービスを調査したところ、フリーダイヤルの窓口担当者は「当社は引越運送業者であり、チラシの配布は行っていない。」と回答があった。

同社の川口本社に対し電話照会を行ったところ、同社社長が応対し「社員はチラシ配布の事実は知らないが、菅県議だけは特別に行っている。」とのことであった。

（広報費 P361）のとおり(株)ポストインサービスの配布単価が 4 円だが、（広報費 P468）のとおり(有)キタハラサービスは 5 円。なぜ単価の高い(有)キタハラサービスに依頼するのか大きな疑問が残る。

25 年度菅議員の広報費支出は一覧表のとおりだが、この中で広報印刷に使った金額は資料（P580～581）の理想科学に支払った 1 2 3, 0 0 2 円に過ぎず、残り、6, 6 2 2, 3 5 5 円はすべて配布料である。

印刷していない印刷物が配布されていることに関し、民主党会派に指摘したところ本人から印刷物は自腹で支払いをしているとの回答があり、11 月 1 日に団会議に提出前の資料を請求人及びさいたま市民オンブズマンネットワーク A 事務局長に提示した。

この資料には、(株)三和システムフォーム領収書が平成26年9月30日付添付されていたので、請求人は25年度の支払いに26年の領収書が何故添付されているのか指摘し、写しの交付を求めたところ団会議が終了したのちに交付することを約束した。

その後、菅議員から自腹で支払った印刷代の資料を渡され、確認したところ9月30日の領収書は差し替えられ、4月30日付の領収書が添付されていた。(菅議員提示書類)

請求人は、三和システムフォーム(株)吉川工場に問い合わせを行った結果、その時期に領収書を発行していない旨回答があった。

平成27年2月4日、菅議員から請求人宛てに配達証明の書留が郵送され(菅議員提示書類)そこにはスタッフの間違えによる「資料差し替えのお願い」として25年7月29日及び9月30日、12月24日付けの請求書及び26年4月30日付(有)トライの領収書が同封されていた。

菅議員が提示した自費払いの資料には、チラシ印刷として平成25年12月10日に288,750円の関東図書株式会社に支払い、自費払い内訳には新市庁舎164号(2013.12.16)B4版30万枚と記入されている。

請求人は、同社を訪問しB社長と面談して帳簿の確認の結果、A4版30万枚を納入しているとの回答であった。

しかし、菅県議が関東図書で印刷したチラシ新市庁舎164号は、B/4版であり、30万枚印刷したとすると1枚当たり0.8912円で、用紙代にもなりえない。

4月30日の菅県議から送付された領収書の差し替えの内訳として添付された請求書では(菅議員提示書類)A/4版20万枚印刷で1枚当たりの単価が1.52円とすることから関東図書(株)の領収書明細A/4版30万枚の1枚当たり0.8912円はあり得ない単価であることが証明できる。

菅議員が提示した資料の中に「菅事務所リソグラフカウンター」の写真が添付され、トータルカウンターの枚数は55万7139枚を示しているが、この機械導入は理想科学(株)営業担当から2010年11月と確認している。

この結果、4年経過したこの印刷機では年間平均約14万枚の印刷枚数であり、両面印刷なので7万枚程度印刷したに過ぎない。

25年度にはインクの購入も12本程度であり、写真なし、太字なしでの条件でも4万8000枚しか印刷できない。(菅議員提示書類の集計表)

このように、本人が自腹で支払いしたという印刷代の資料でも大きな食い違いが生じ、本人の主張を認容することができない。

平成24年度も同様に配布はほぼ(有)キタハラサービスに依頼し、印刷の請求等が全く存在しない。

24年度(広報費P57~59)のポストインサービスの請求書は後援会あての請求書を訂正改ざんし、偽造しており違法な支出である。また、(広報費P144~145・216~217)の(株)ポイントサービスに依頼した広報配布代の請求書は後援会あてであり、県政調査費を充当したのは違法である。

更に23年度4月28日の(有)キタハラサービスの配布代696,150円の(広報費P13)についても、当年度当日までに印刷の領収書が存在しないばかりか、(広報費P18)では同額の金額を印刷業務がない同社に印刷代として振り込んでいる。

23年4月1日～10日までは統一地方選であり、政務活動費が流用された疑いもある。

6月30日に137号、138号各15万枚の配布代（23年度広報費P21）として振り込んだものについては請求明細書が添付されておらず、またこの時期まで印刷代が計上されていないことからこれも疑惑が生じている。

震災特集号(1)(2)(3)として(資料26～27)サンワフォーム印刷(株)に振込しているものも請求明細書も添付されていない。

以上から、23.24.25年度菅議員の広報費支出は異常な支出であり、政務活動費を充当したことは違法不適切な支出と言わざるを得ない。

- ② 次に菅県議の事務所費は（事務所費P6）3月及び4月の支払いとして2か月分支払っているが、3月分は前年度会計に計上すべきであり、25年度充当は地方自治法第208条により違法である。

また、(資料133～135)のとおり駐車場契約は自動更新となっており、4か月分の6万円が支出されているが、領収書の添付がないばかりか、駐車場の地番から登記簿謄本を調査したところ、契約の相手方は親族であることが判明している。(25年度事務所費)

- ③ 次に菅県議における人件費の支払いについては添付した集計資料のとおり、23年度は、出勤日数を適切に管理し支払っていると思われるが、24年5月からの支払いは出勤日数が全く管理されておらず、また、給料明細書は平成24年5月から26年10月まで単に日付を変更しただけの複写であり、人件費労働契約に定めた休日に支払っていることもあることから事実証明とはなりえず、不適切な支出の可能性はある。

これは、監査委員が事実の確認を行うべきと思料する。

以上地方自治法第242条及び同条第2項の規定により複数年度にわたる正当な理由があり、資料を添えて請求するものである。

菅克己議員の政務活動費に関する一連の調査の結果、これは違法・不適切な支出と言うよりは、業者と結託した公金の搾取に当たる部分がかかなり多く見受けられるところから、場合によっては刑事告発の可能性もあり、厳格な監査を求めるものである。

事実証明書

- 1、集計資料
- 2、平成25年度事務所費（駐車場登記簿謄本写含む）
- 3、平成25年度広報費
- 4、平成24年度広報費
- 5、平成23年度広報費
- 6、平成25年度人件費
- 7、平成24年度人件費
- 8、平成23年度人件費
- 9、菅県議提示書類（差替え郵送分含む）

第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

請求人は本年1月26日付けで民主党無所属の会、刷新の会について監査請求を提出しているが、今回は民主党会派菅克己議員に対して3月5日に監査請求を提出した。

菅議員の広報費支出が年間に議員一人に支給される金額を上回っていることが確認されたために、詳細を調査したものだが、その中で印刷費の支払いが全くないにもかかわらず、チラシ配布が非常に多額であった。

その中でポストインサービスに二重支払いした一部は返還されているが、請求書番号が同一のものが数か月後に他の請求書と合算して合計額が異なるように偽装して支払っている事実がある。

本人は事務処理の手違いで二重払いしたとして一部返金を行っているが、すでに請求書は支払い時に証拠書類として添付しており、手元には残っていないはずである。その請求書を再び添付して支払ったのは複写した請求書を意図的に使用したも

のである。

これは明らかに詐欺行為であることは紛れもない事実であり、その事実が発覚し、支払い計上の一部を返還したとしても違法行為は解消されたことにならない。

また、請求時に菅県議が印刷は自腹で支払ったという主張に対する内容について監査の対象外という結果になる前に陳述するが、これは、あくまでもチラシ配布代の支払いが適切だったかどうかの証拠の説明であり、これが正確に監査されなければ、広報費の支払いが適切であったかどうか監査委員が判断できるはずはない。

本日新たに証拠資料は提出するが、関東図書で印刷したという議会事務局に保管されている新市庁舎164号の現物はB/4版であり、関東図書訪問の際、社長はB/4版ではなく、A/4版で受注し納品していると回答している。菅県議はここでも整合性の取れない説明をしており、自腹で印刷したものは広報費で支払ったことの証拠とはなりえず、チラシ配布の領収書は架空の支払いであり、違法な支出と言わざるを得ない。

仮に同チラシが適切であったにしても、内容は川口市の新市庁舎建設の問題に関する菅県議の個人的な見解及び主張であり、政治活動の一環として配布したもので100%県政調査費を充当したのは不適切な支出である。

また、請求本文2ページ下段で述べてあるように、印刷したとする(株)三和システムフォームの領収書が平成26年9月30日であったことを指摘した結果、のちに提示された領収書が4月30日にさしかえられ、請求人が同社に確認を入れたのちに郵送で差替えの領収書が送付されてくるなど、指摘するごとに自腹で印刷したとする証拠は二転三転しており、菅県議が主張する印刷物の実態が確実に把握できていない広報費のチラシ配布代としての支払いは違法不適切なものである。

なお、菅県議が最後に差し替えの領収書と請求書を発行した(株)トライの事務所を平日に訪問したところ、看板はついているものの普通の民家であり、人気は全くなく商売として営業している事実は確認できなかった。

以上、菅県議の県政調査費の支出は、違法・不適正な事実が認められ、監査するに当たり厳格な判断を求める。

(2) 議会事務局の陳述の要旨

ア 総論

(ア) 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の地方自治法改正により、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成

25年度交付分から適用している。

(イ) 政務活動費の事務処理について

政務活動費を充当した経費については、会派の代表者は、年度終了日の翌日から30日以内に、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還請求を行っている。

従って、本件住民監査請求において、「知事が政務活動費等の執行の適切な監査を怠った」とする請求人の主張は適当ではないと考える。

(ウ) 請求人が平成23年度交付分まで遡って請求していることについて

請求人が平成23年度交付分まで遡って住民監査請求をしていることについて申し上げる。

地方自治法第242条第2項では、地方公共団体の法的安定性を確保する見地から、監査請求できる期間は行為から一年との期間制限を設けているが、この場合「財務行為の完結した日から一年」と捉えるのが通例である。

政務活動費の場合は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるかを審査したのち、5月31日までの出納整理期間の間に、議長は知事に収支報告書の写しを送付している。

この収支報告書の金額が政務活動費の決算額になるので、「財務行為の完結した日」とは、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると考えている。

また、地方自治法第242条第2項ただし書に、「正当な理由」があるときに限って、法定期間経過後であっても監査請求できると規定されている。

この場合の「正当な理由」とは、例えば「当該行為が極めて秘密裡に行われ、一年を経過した後にはじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合」などのように、請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すものとされている。

本県議会においては、平成21年度交付分から領収書を添付し、速やかに公開していることから、本件請求には正当な理由はないものと考え、本件請求対象のうち、平成25年度交付分以外は、法定期間の徒過により監査対象にはならないものとする。

(エ) 請求人が引用する判決について

請求人が引用する横浜地裁平成25年6月19日判決（平成20年（行ウ）第19号）について申し上げる。

この判決は、平成18年度以前の政務調査費について訴訟になった神奈川県議会の事案であるが、当時の神奈川県には使途基準、運用指針等、政務調査費に係る定めがなく、領収書等の証拠書類の提出も義務化されていなかった。

そして支出の根拠や按分等の処理がなされていないにもかかわらず、全額適正としたことについて、目的外支出を内包しており違法性があるとして、4年分の政務調査費を対象に提訴されたものである。

今回提出された住民監査請求は、平成23年度から平成25年度交付分を監査対象としているが、横浜地裁のケースとは異なり、本県議会では平成21年4月に詳細な運用指針を定め、それ以後、条例・規程・運用指針に則った適切な運用を行っている。また、領収書等の証拠書類も提出させ、使途の根拠を明らかにしている。

このように前提となる事実が異なることから、適正支出の証明ができなかった神奈川県議会の事案と、今回の住民監査請求を同列に扱うことは、ふさわしくないと考える。

また請求人は、同地裁判決により、「監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶ」と主張しているが、判決文に該当する記述が見当たらないことから、請求人の主張には、根拠がないものとする。

イ 請求人が違法・不当と指摘する事項について

請求人が違法・不当と指摘する事項について、関係議員である民主党・無所属の菅克己議員に事務局が聞き取り調査を行ったので、議会事務局の意見と合わせて順次ご説明する。

(ア) 広報費について

これは、菅議員の政務活動として行われる広報活動のため、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

a 「平成25年5月31日付け広報紙配布代（民主党・無所属の会県議会レポート2013年春版）42,000円」については、取下げの上、平成27年1月19日付けで収支報告書を修正し、翌20日に全額返金されたので、政務活動費の支出は撤回されているものである。

b 「平成25年10月16日付け広報紙配布料（すがかつみレポート158号）117,700円」は、「県議会レポート2013年春版」（1万部・5月配布分）と「すがかつみレポート158号」（1万8,000部・7月配布）に係るものである。

議員に確認したところ、「5月分の支払いが遅れたことは事実であるが、請求人が指摘するように意図的に内訳を変更し、支払の日を遅らせ、合算して異なる金額で支払ったわけではない。事務処理を任せていた職員の平成25年9月の離職後に、5月分の未払いが判明したため、7月分と一括して支払ったものである」との説明を受けた。

また、「人件費の架空計上である」とする請求人の指摘に関しては、「平成25年9月に離職した職員に賃金を同年10月16日に支払ったのが最後である。給与に係る源泉所得税の納付もしている。架空計上というのは、事実無根である」との説明を受けている。

c 「広報紙の印刷とポスティング配布の関係について」は、「ポスティング

などの配布代については政務活動費から支出しているが、印刷代や用紙代は、議員の私費で賄っている」との説明を受けた。従って、政務活動費を充てていない印刷代や用紙代に係る領収書等は、議長に提出する義務を負わないため、当然ながら議会事務局の情報公開閲覧用資料に含まれていない。

請求人は、平成23年度から25年度までの菅議員の広報費に係る領収書等の中に、印刷物を作成した確証がないことを理由に、印刷物の配布代は架空のものであると断じた上、存在しない印刷物の配布代として政務活動費を充てることは違法・不適切な支出であると主張しているが、何をもってそのような主張が行いえるのかは理解に苦しむ感じがする。

事務局では、政務活動費から支出した配布代と、その際に配布した印刷物、印刷に要した費用の領収書等の突き合わせを行った。その結果、全て確認済みであることを、ここで念のために申し上げる。

- d 「平成24年7月3日付け広報紙発行費に添付の請求書のあて名が訂正改ざんされていることについて、平成24年10月16日付け広報紙配布料ならびに同年12月10日付けレポート配布料に係る請求書のあて名が後援会事務所となっていることについて」の指摘であるが、これら3件については、主たる証拠書類として、埼玉りそな銀行の利用明細が添付してある。

これらを見ると、支払者は後援会ではなく菅議員本人であり、また配布した広報紙の紙面は、県政に関わる記事のみで後援会活動に関する記事はなかった。

従って、運用指針で禁止する後援会活動への政務活動費の支出には該当しないものと考えている。なお、請求人が主張する請求書あて名の訂正について、菅議員に確認したが、分からないとのことであった。

- e 「平成23年4月28日付けレポート配布代について、統一地方選挙に政務活動費が流用された疑いがある」との指摘であるが、菅議員からは、「この時の配布物は『すがかつみレポート特集号』である。川口創生計画と行動指針を記事にしたものであり、投票のお願い等、選挙活動に使用したものではない」との回答を得るとともに、現物の確認も行った。
- f 「平成23年6月22日付けチラシ作成代について、印刷業務を行っていない会社に印刷代として振り込んでいる」との指摘であるが、菅議員に確認したところ「配布代と記載すべきところを間違えてチラシ作成代と記載したものである」との説明を受けた。

また、「統一地方選挙に政務活動費が流用された疑いがある」との指摘であるが、菅議員からは、「この時の配布物は『すがかつみレポート137号（2011.6.1）と138号（2011.6.15）』である」との回答を得るとともに、現物の確認も行った。当該支出は、統一地方選挙後に発行した配布物の配布に係るものであるため、選挙活動に使用した事実は認められないものである。

- g 「平成23年6月30日付けチラシ配布代、平成23年7月15日付けチラシ作成代について、請求明細書が添付されていない」との指摘であるが、

証拠書類として添付されている、埼玉りそな銀行の利用明細により政務活動費の支出を確認し、併せて請求明細書の原本についても別途確認した。

h 「平成25年12月27日付けレポート宅配代金については、領収書に誤った額の収入印紙が貼付されており印紙税法違反である」との指摘であるが、これは誤った収入印紙を貼付した相手方事業者の問題であり、政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないと考えている。

i 「平成25年1月20日付け広報紙等配布費について、振込控なし」との指摘であるが、運用指針では、支出証明書の説明として、「領収書を亡失した場合など領収書等がない場合に作成」と規定しているため、領収書の添付のない当該支出は請求書を証拠書類として支出を証明したものである。

加えて、事務局においても菅議員から「支払ったのは事実である」との説明を受けている。

以上、菅議員が支出した広報費は、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

(イ) 事務所費について

これは菅議員の政務活動のために使用する駐車場借上げ代金として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

以下請求人が主張する2点に対して、順次事務局の意見を述べる。

請求人の主張1点目は、「平成25年3月分駐車場代は平成24年度の経費として整理すべきところ、平成25年度分に整理していることが、地方自治法第208条『会計年度独立の原則』に違反する」との指摘である。

会計年度独立の原則は、「会派のような任意団体に適用されるべき規定ではなく、地方公共団体と同様の会計年度等を会派に対して強制すべき必要性は認められない」との判決が、平成17年5月26日（平成16年（行ウ）第40号）及び平成17年5月30日（平成15年（行ウ）第63号）、ともに名古屋地裁から出されている。

また、本県議会では、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」を採用しているため、政務活動費を支出した日で経費の整理をすることになる。

そのため、本件のように平成25年3月分駐車場代であっても、支出日が平成25年4月15日であれば、平成25年度として整理することになる。

従って、当該支出に違法性はなく、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

請求人の主張2点目は、「平成25年6月から9月分の駐車場代の支出証明書に領収書の添付がなく、契約の相手方が親族であることも判明している」とするものである。

運用指針では、支出証明書の説明として、「契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない」と規定しているため、当該支出は、契約書の写しを証拠書類として支出を証明したものである。

従って、当該支出は条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考

えている。

また、請求人が「契約の相手方が親族である」と主張していることについて、菅議員に確認したところ、「全くの他人である」との回答を得た。

更に事務局において、当該土地登記簿、公図を確認したところ、「契約の相手方が親族であることが判明している」とする請求人の主張は、事実と異なるものであることが明らかになった。

(ウ) 人件費について

これは、菅議員の政務活動に従事する職員の賃金として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

以下、請求人の主張２点に対し、菅議員に確認した内容を順次申し上げる。

請求人主張の１点目は、「平成２４年５月からの支払いは出勤日数が管理されておらず、平成２６年１０月までの給料明細書は単に日付を変更しただけの複写である」との指摘である。

まず最初に、請求人は平成２４年５月から平成２６年１０月までの給料明細書を取り上げているが、平成２５年１０月までの誤りであることを指摘させていただく。

主張１点目については、「労働契約書にも記載されているとおり、賃金は月給制の固定給であったので、勤務日数は賃金に影響しない。給料明細書は、月以外の部分は変わらないので、複写して使用していた。そのため勤務日数が同じになっている。給与に係る源泉所得税の納付も行っている」との説明を菅議員から受けている。加えて、納税書類についても事務局にて確認している。

請求人主張の２点目は、「労働契約書に定められた休日に賃金を支払っていることを理由に、不適切な支出の可能性がある」との指摘である。

これについては、「労働契約書を順守し、毎月１５日に支払うようにしていた。土日に当たる時は直接手渡ししていた」との説明を菅議員から受けている。

以上のことから、人件費に係る支出は、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成２７年３月２６日に実施し、以下の説明があった。

(1) 条例、規程及び運用指針の位置付けと制定の経過について

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）は、平成２４年の法改正に伴い議会の各会派の議員による協議により案が作成され、平成２５年２月定例県議会で一部改正されたものである。

条例の運用手続等について定めたものが「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）であり、議長がこれを定めた。

また、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、その用途や留意点などを具体的に定めたものが「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）である。運用指針の作成にあたっては各会派の議員が集まって国の考え方も参考に

しながら具体的な運用のための指針を作成したものであり、全体の合意事項となっているものである。

(2) 議会事務局によるチェック

条例に基づき、政務活動費は毎四半期ごとに会派から知事に請求があり、一年経過後に、会派から議長に対し収支報告書と証拠書類等を4月30日までに提出することとされている。議長に提出されたこれらの書類は、条例、規程、運用指針に合致しているかを議会事務局の複数の担当者で多重に精査した上で、議長から知事へ収支報告書の写しを提出することとなる。

そして、一年分を一度に精査することは膨大な事務量となることから、実務上は四半期ごとに会派から証拠書類等を提出してもらい、条例、規程、運用指針に合致していないおそれがある場合には意見を付けて返却し、最終的に4月30日までに一年分まとめて会派から提出される。

また、証拠書類等が条例、規程、運用指針に合致しているかどうかの調査は、主に書面調査により実施している。

なお、会派から提出された書類のチェックについては、本県では収支報告書に記載された金額と証拠書類の合計額との突合にとどまらないことから、他県に比しその水準は高いものと考えている。

(3) 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付（戻入）してもらおうという手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

(4) 請求人からの摘示のあった支出について

ア 請求人は、広報費の支出について、広報紙配布代等は、異常な支出であり違法不適切な支出であると主張しているが、議員に協力を求め、政務活動費から支出した配布代とその後配布した印刷物、私費で支払った印刷代の領収書を確認の上、突き合わせ、全て現物が存在し、支払いも適正に処理されていることを確認している。また、レポートや広報紙を住民に配布してその反応を見ることを議員の主な活動の一つの柱にしているので広報費支出が大きくなることを議員に確認した。

イ 請求人は、退職した事務員の人件費の支払いを継続しており人件費の計上は架空であったと主張しているが、当該事務員は平成25年9月に退職しその後は平成26年8月までは新たな雇用は行っていないこと、このため平成25年9月分より後の人件費の支出はないことを議員に確認し、運用指針に照らしても当該人件費支出に問題はない。

ウ 請求人は、人件費の支出について、支出日が労働契約書に定められた休日にあ

たるものがあることから、不適切な支出の可能性がある」と主張しているが、現金及び振込みによる支払いをしたことを議員に確認した。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

(1) 県政調査費制度及び政務活動費制度について

平成12年の法改正により、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。

また、平成24年の法改正により、名称が政務活動費とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定している。

イ 根拠条例等

法の規定を受け、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）が制定された。

平成24年の法改正に伴い、旧条例及び旧規程が改正され、現在の条例及び規程となっている。

本県の県政調査費及び政務活動費制度の主な内容は次のとおりである。

(ア) 充てることができる経費の範囲

条例の別表により定められている。

なお、平成24年の法改正前においては、使途基準は旧規程に定められていた。

(イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費（旧

条例等では県政調査費。以下第4 5（1）イにおいて同じ。）の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

（オ）請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

（カ）収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（キ）収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

（ク）返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

（ケ）議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、旧条例では、議長は、県政調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする、とされていた。

ウ 「県政調査費の運用指針」（以下「旧運用指針」という。）及び運用指針

県議会では、制度の透明性の向上等を図るため各会派合議による検討が重ねられ、平成21年3月にその検討結果が議長に報告・提言された。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に旧運用指針が定められた。

そして、条例等の改正に伴い、平成25年3月に「政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として運用指針が定められた。

（2）民主党・無所属の会に係る県政調査費及び政務活動費の交付事務の流れ

ア 平成23年度の県政調査費

- ・ 平成23年4月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成23年4月1日、知事が会派に交付決定（9,000,000円）
- ・ 平成23年4月8日、会派からの請求に基づく支出命令（9,000,000円）
- ・ 平成23年5月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成23年5月2日、知事が会派に変更交付決定

- (変更後 86,000,000円)
- ・ 平成23年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令
(14,000,000円)
- ・ 平成23年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成23年10月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年3月31日、知事が会派に変更交付決定
(変更後 70,096,493円)
- ・ 平成24年4月27日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成24年5月16日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成24年5月16日、会派に戻入調定 (15,903,507円)
- ・ 平成24年7月11日、県政調査費(平成23年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

イ 平成24年度の県政調査費

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第1四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成25年1月7日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成25年3月31日、知事が会派に変更交付決定
(変更後 77,414,646円)
- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年5月21日、会派に戻入調定 (6,585,354円)
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費(平成24年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

ウ 平成25年度の政務活動費

- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知

- ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(第1四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年9月2日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする
会派に関する通知
- ・ 平成25年9月2日、知事が会派に変更交付決定
(変更後77,000,000円)
- ・ 平成25年9月2日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
- ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分18,000,000円)
- ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分18,000,000円)
- ・ 平成26年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等
の閲覧開始

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができないとされている。

法第242条第2項に規定する財務会計上の「行為があった日又は終わった日」について本件県政調査費及び政務活動費に係る請求に当てはめて検討すると、「第4-4 監査対象機関の説明」及び「第4-5 事実関係」に記載のとおり、議長は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのちに知事に収支報告書の写しを送付している。この収支報告書の金額が県政調査費の決算額になることから、当該行為の終わった日は、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると解される。

この結果、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出については、本件請求の時点において財務会計上の「行為があった日又は終わった日」から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。

また、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出について、請求人が監査請求期間経過前に収支報告書など支出関係の内容を知ることが可能であったので、法第242条第2項に規定する「正当な理由」があると認められない。

なお、請求人は、平成25年6月19日横浜地方裁判所判決を援用し、「監査請求

は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例があり」と主張しているが、同判決にはそのような趣旨の判旨は認められなかった。

よって、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出に係る請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった民主党・無所属の会菅克己議員に関する平成25年度の政務活動費の支出に係る事項について判断する。

(1) 監査の視点

法第100条第14項は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることができる経費の範囲等は条例で定めるところとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収支報告書を議長に提出するものとしている。

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、会派に対し交付すると定めている。また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

以上のとおり、政務活動費制度については、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（平成21年12月17日最高裁判所判決）としている。

また、他の裁判例では、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記用途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」（平成20年9月25日神戸地方裁判所判決、平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨）としている。

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

- ア 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることができる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。
- イ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。
- ウ 条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲

を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

(2) 判断

ア 広報費

(ア) 請求人は、議員が収支報告書から取り下げた広報紙配布代42,000円分の請求書について、使途を変更し、支出日を遅らせ、他の請求書と合算して異なる金額で政務活動費に充当したことは、意図的であることが伺われると主張している。

これに対し、議会事務局からは、広報紙配布代42,000円分は取下げの上、修正された収支報告書が平成27年1月19日付けで提出され、翌20日に返金があったことの説明があり、当該事実を確認した。

また、議会事務局からは、5月分の支払いが遅れたことは事実であるが、事務処理を任せていた職員の離職(平成25年9月)後、未払いが判明したため7月分と一括して支払ったものであることを議員に確認したこと、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であることの説明があった。

これらによると、当該広報紙配布代の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(イ) 請求人は、退職した事務員の人件費の支払いを継続しており人件費の計上は架空であったと主張している。

これに対し、議会事務局からは、後述「第5 2 (2) ウ (ア)」に記載のとおり、平成25年9月に離職した職員に最後に賃金を支払ったのは同年10月16日でその後の支払いはなく、それまでの給与に係る源泉所得税の納付もしていることを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、退職した事務員の人件費の計上を継続した事実は認められなかった。

(ウ) 請求人は、広報費の支出について、広報紙配布代等は、異常な支出であり違法不適切な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、印刷代や用紙代は、議員の私費で賄っていることを議員に確認したこと、政務活動費を充てていない印刷代や用紙代に係る領収書等は、議長に提出する義務を負わないため、議会事務局の情報公開閲覧用資料に含まれていないこと、なお、議員に協力を求め、政務活動費から支出した配布代とその際に配布した印刷物、印刷に要した費用の領収書等の突き合わせを行い、その全てを確認済みであることの説明があった。

これらによると、当該広報紙配布代等の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(エ) 請求人は、すがかつみレポート161号、162号の宅配代(支出年月日平成25年12月27日)について、貼付されている収入印紙に関し印紙税法違反であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、収入印紙を貼付した相手方事業者の問題で

あり、政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないことの説明があった。

これらによると、当該宅配代の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

イ 事務所費

(ア) 請求人は、3月・4月分の駐車場代の支出について、3月分は前年度に計上すべきであるため、これを25年度に充当することは法第208条により違法であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支出した日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、地方公共団体に関するものであり、交付を受けた会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該事務所費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(イ) 請求人は、6月から9月分までの駐車場代の支出について、領収書の添付がなく、契約の相手方が親族であることが判明していると主張している。

これに対し、議会事務局からは、証拠書類として添付されている契約書の写しは運用指針に合致したものであり、契約の相手方は全くの他人であることを議員に確認したこと、当該土地登記簿、公図を確認し請求人の主張は事実と異なるものであることの説明があった。

これらによると、当該駐車場代の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

ウ 人件費

(ア) 請求人は、人件費の支出について、出勤日数が全く管理されておらず、添付されている平成26年10月までの給料明細書は単に日付を変更しただけの複写であることから、不適切な支出の可能性があるとして主張している。

これに対し、議会事務局からは、請求人の主張する平成26年10月までの給与明細書は、平成25年10月までの誤りであり、賃金は労働契約書のとおり月給制の固定給であったため勤務日数は賃金の額に影響しないこと、給与明細書は月以外の部分は変わらないので複写して使用していたこと、給与に係る源泉所得税の納付を行っていることを議員に確認していること、納税書類を確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(イ) 請求人は、人件費の支出について、支出日が労働契約書に定められた休日にあたるものがあることから、不適切な支出の可能性があるとして主張している。

これに対し、議会事務局からは、労働契約書を順守し毎月15日に支払うよ

うにしていたこと、土日に当たるときは直接手渡ししていたことを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、平成25年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 集計資料（事実証明書 1）

議員名 菅かつみ

広報費25年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P129～ 131	広報紙配布代 民主党・無所属の 会県議会レポート2013年春版	42,000	㈱ポストインサービス 請求NO.20543 県議会レ ポート2013年春版10,000枚として支払。領収書の添 付なし。
P360～ 362	広報紙配布料 すがかつみレポー ト158号	117,700	㈱ポストインサービス 請求NO.20543 5月分の請 求42,000円とダブリ。今回は明細に菅かつみレポー ト158号10,000枚とする。7月度の請求書同レポー ト158号18,000枚と75,600円と合計して支払。
P468	すがかつみレポート159号宅配料	1,001,700	キタハラサービスに支払。159号議員報酬削 減。(2013.7.31) A4 @5 190,800枚配布 印刷代、紙代が不明。
P535	すがかつみレポート160号宅配料	1,008,735	㈱キタハラサービスに支払い。160号帰宅困難 者(2013.8.29) A4 @5 192,140枚 10月実 施。印刷代、紙代が不明。
P536	すがかつみレポート 161,162号 宅配料	1,263,570	㈱キタハラサービスに支払い。医師不足161号 (2013.9.30) A4+医師不足162号(2013.10.21) A4 12,034部 収入印紙が200円で印紙税法違 反。印刷代、紙代が不明。
P580～ 581	事務用品代(広報紙作成用)	123,002	広報紙作成用紙及びインク保守契約料を理想 科学に振込。当該年度は県政活動費で支払いは1 回のみ。請求書は再発行、取引期間11/1から 11/30分 インク購入黒6本
P614	すがかつみレポート163,164号宅 配料	800,400	㈱キタハラサービスに振込。163号ツイッター (2013.11.28) B4、新庁舎164号(2013.12.16) B4 2枚セットで7,619部配布。
P714	チラシ配布代	850,000	㈱キタハラサービスに支払い。163号 (2013.12.16) ツイッターB4+新市庁舎.164号. (2013.12.16) B4+新年の誓い165号 (2014.1.1) B4=3枚×8095セット 2014年3月実 施
P716	すがかつみレポート164号1月下旬 @5×9800	514,500	㈱キタハラサービスに支払い。164号の印刷 代、紙代が不明。
P715	すがかつみレポート164号1月上旬 @5×195000	1,023,750	㈱キタハラサービスに支払い。新市庁舎164号 (2013.12.26) B4 @5×195,000部 12月中旬から 1月下旬

合計 6,745,357

議員名 菅かつみ

事務所費25年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P6～8	政務活動専用駐車場代3月4月分	30,000	3月分は24年度分につき25年度支払いは違法。
P133～ 135	駐車場契約自動更新となっている が支払いの証明がない。	60,000	15000円×4か月

合計 90,000

議員名 菅 克己

平成25年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
25.4.15	月	160,000	19	13~16	労働基準法第15条の絶対的明示事項は適切に定めてあるが、添付の給料明細書は日付を変えた複写であり、規定で定めた休日である土曜・日曜日等に支払っている日もあることから確実に支払っているかどうか疑わしい。
25.5.15	水	192,000	21	66~69	
25.6.15	土	192,000	21	128~131	
25.7.15	月	192,000	21	190~193	
25.8.15	木	192,000	21	236~239	
25.9.13	金	192,000	21	288~291	
25.10.16	水	192,000	21	343~346	
合計		1,312,000			

議員名 菅克己

平成24年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
24.4.15	日	160,000	23	7~10	労働基準法第15条の絶対的明示事項は適切に定めてあるが、添付の給料明細書は日付を変えた複写であり、規定で定めた休日である土曜・日曜日等に支払っている日もあることから確実に支払っているかどうか疑わしい。
24.5.15	火	160,000	19	45~48	
24.6.15	金	160,000	19	87~90	
24.7.15	日	160,000	19	138~141	
24.8.15	水	160,000	19	179~182	
24.9.15	土	160,000	19	217~220	
24.10.15	月	160,000	19	265~268	
24.11.15	木	160,000	19	299~302	
24.12.15	土	160,000	19	348~351	
25.1.15	火	160,000	19	382~387	
25.2.15	金	160,000	19	437~440	
25.3.15	金	160,000	19	477~480	
		1,920,000			

内 1,760,000-

議員名 菅克己

平成23年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
23.6.15	水	160,000	19	63~66	
23.7.15	金	160,000	19	111~114	
23.8.15	月	160,000	20	154~157	
23.9.15	木	160,000	24	202~205	
23.10.15	土	160,000	24	242~245	
23.11.15	火	160,000	30	284~287	
23.12.15	木	160,000	30	332~335	
24.1.15	日	160,000	22	380~383	
24.2.15	水	160,000	26	428~431	
24.3.15	木	160,000	23	487~490	
		1,600,000			

議員名 菅 克己

広報費24年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P57～59	24年7月3日 6月分広報紙発行費として振込	84,100	(株)ポストインサービス 請求書は後援会の部分を修正した形跡あり。
P106	8月分チラシ配布代 @4×247,578枚(税込)	990,312	(有)キタハラサービス
P132	9月分@80×10,398部(税込)レポート防災特集号 149～152号	831,840	(有)キタハラサービス
P144～145	広報紙配布料レポート151号 7800部	32,860	(株)ポストインサービス 請求書は後援会
P216～217	広報紙配布料 10000枚	42,100	(株)ポストインサービス 請求書は後援会
P240～241	広報紙配布料 24,300件×@5.5	140,333	(有)キタハラサービス領収書、振込控なし。
P282～283	配布料 議会レポート2012春版 秋版 10月実施 247,385枚(税込)	989,540	(有)キタハラサービス
P284～285	レポート宅配9,865枚×@80(税込)	789,200	(有)キタハラサービス
P286～287	チラシ配布 263,120枚×@4円 1月実施分として支払。議会レポート2012号春版 秋版 263,120枚×4円(税込)	1,052,480	(有)キタハラサービス
P292	議会レポート2013新春版 すがかつみレポート155.156号 @80円×10702件	749,140	(有)キタハラサービス

合計 5,701,905

議員名 菅克己

広報費23年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P13	配布代 領収書日付4/28	696,150	(有)キタハラサービス
P18	チラシ作製代6/22振込	696,550	(有)キタハラサービス 振込領収書(振込代含)同社は印刷業務なし。
P21	137号138号各15万枚配布代 6/30振込	1,113,100	(株)ポストインサービス 印刷費が計上されていない
P26～27	震災特集号(1)(2)(3)	1,911,821	サンワフォーム印刷(株)振込 100万円と911,021円2回に分けて振込。手数料800円 印刷日付、数量等明細はなし

合計 4,417,621

資料2 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

政 務 活 動 費 の 運 用 指 針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

【参考】

条例第2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要な会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポストイン代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

政務活動費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
 - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
 - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
 - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
 - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。

4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。
- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	広報費
内 容	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
例 示	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポストイング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

留 意 事 項 等

1 対象となる活動の例

- (1) 広報紙、県政報告書等の発行
- (2) ホームページ、ブログ等の作成・管理
- (3) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (4) 街頭・駅頭や広報車での活動等

2 留意事項

(1) 広報紙、県政報告書等

- ① 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙等であること(原則として会派名を記載すること)。
- ② 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- ③ 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。
- ④ 発行した広報紙等の現物又は写しを議長に提出すること。
- ⑤ 広報紙等の発行に要する経費として、送料、新聞折込み代、ポストイング代に政務活動費を充当することができる。

(2) ホームページ、ブログ等

- ① 会派又は所属議員が作成するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。
- ② 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。

(3) 県政報告会、街頭広報等

① 交通費

- バス・電車代：乗車賃のほか特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。
Suica(スイカ)等プリペイド式カード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- ガソリン代：「経常的経費」の中の「交通費」に一括計上すること。
- 駐車場代・高速道路代に充当できる。ETCカード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- バス・電車・タクシー代については乗車区間を明記することが望ましい。

② 茶菓代

- 県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。
- 公職選挙法に抵触しない範囲であること。
- 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

③ 看板、のぼり旗

- 広報車の看板の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 県政報告会等における看板やのぼり旗の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 政務活動以外の活動にも使用する場合は按分により充当すること。

経 費	人件費
内 容	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
例 示	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等

留 意 事 項 等

1 対象となる職員等

- (1) 政務活動を補助する業務(受付・接遇業務、資料整理・集計等)に従事する者の人件費について計上すること。
- (2) 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)の給料等に政務活動費を充てることができる。

2 留意点等

(1) 賃金(臨時職員)

- 労働時間×時間単価により算出すること。

(2) 各種手当

- 雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくこと。

(3) 負担金

- ① 雇用主が会社又は議員以外の者の場合に雇用主に対して支払う。
- ② 負担金に関する契約書類を作成すること。

経 費	事務所費
内 容	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
例 示	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等

留 意 事 項 等

1 事務所の要件

- 政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること。

2 留意事項

- (1) 事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である。
- (2) 賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること。
- (3) 賃借料
 - 自己の所有物件には充当できない。
- (4) 仲介手数料・礼金
 - 初期経費に充当できるが、敷金等解約時に返還される性格のものには充当することができない。
- (5) 清掃・修繕等維持管理費
 - 事務所の維持管理に必要な清掃・修繕等の経費に充当できる。
- (6) 負担金
 - ① 会社等が事業用に借りている事務所を利用する場合にその会社等に支払う。
 - ② 負担金に関する契約書類を作成すること。

証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の用途欄に用途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

(3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

(4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。

資料4 請求人から陳述日に証拠として提出のあったもの（名称を記載、内容は略）

(1) すがかつみ県議会報告レポート<164号>2013.12.16写し（B4判）

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

第 1 監査の請求

1 請求人

さいたま市長 内 経 男
(以下略)

2 請求書の受付

平成 27 年 3 月 6 日

3 請求の内容 (原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県議会自民議員団の野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、奥ノ木信夫議員 (視察当時)、梅澤佳一議員、小林哲也議員、加藤末勝議員、星野光弘議員、中野英幸議員、須賀敬史議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の 14 名は、2013 年 4 月 1 日から 4 月 8 日、アメリカ視察を行っていますが、当該視察の費用は、2012 年度、2013 年度の両年度に渡っての政務活動費から支出しています。同一の視察において 2012、2013 の両年度の予算より支出することは、地方自治法 208 条 (会計年度及びその独立の原則)、地方自治法施行令 143 条 (歳出の会計年度所属区分) に違反しています。

よって、当該視察に使用した 2012 年度の政務活動費 7,187,990 円、2013 年度の政務活動費 4,003,150 円、合計 11,191,140 円の埼玉県への返還を、上田清司知事が埼玉県議会自由民主党議員団に要求するよう、監査委員の勧告を求めます。

(2) 請求の理由

ア 埼玉県議会自民議員団の野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、奥ノ木信夫議員 (視察当時)、梅澤佳一議員、小林哲也議員、加藤末勝議員、星野光弘議員、中野英幸議員、須賀敬史議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の 14 名は、2013 年 4 月 1 日から 4 月 8 日にかけてアメリカ視察を行っています。《添付資料 1》

イ 当該視察の旅費は、1 人当たり 798,000 円であり、2012 年度の政務活動費より、2012 年 3 月 22 日に 1,596,000 円 (2 人分)、3 月 25 日に 3,192,000 円 (4 人分)、3 月 26 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 27 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 28 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 29 日に 5,990 円 (交通費)、合計 7,187,990 円が支出されており《添付資料 2》、2013 年度の政務活動費からは、4 月 1 日 8,000 円 (電車代)、4 月 8 日に 803,150 円 (1 人分 798,000 円、バス運賃 2,750 円、交通費 2,400 円)、4 月 10 日に 3,192,000 円 (4 人分)、合計 4,003,150 円が支出されています。《添付資料 3》

ウ 財務省の繰越ガイドブック（平成22年3月23日）では、会計年度独立の原則について以下のように記しています。

「…会計年度の設けられた趣旨は、一年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保することにある以上、その期間に起こった収入と支出は一切この期間に完結し、整理し、他の年度に影響を及ぼさないことが本来の建前です。…」

埼玉県議会自民議員団の当該視察は会計年度独立の原則を無視したものであり、地方自治法208条（会計年度及びその独立の原則）、地方自治法施行令143条（歳出の会計年度所属区分）に違反しています。《添付資料4》

エ また、2014年4月17日から4月23日に行われた埼玉県議会自民党議員団イギリス・フランス視察に、野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、梅澤佳一議員、小林哲也議員、星野光弘議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の10名が参加し、2013年度の政務活動費を使用しています。《添付資料5》

オ しかし、この視察の支出として3月26日から31日までに6名分の費用5,875,000円（1人985,000円×5名分、1人950,000円×1名分）と保険代11,050円の領収書が添付されているだけで、最低でも、あと4名分の費用が請求されていません。この4名分の費用は、2014年度の政務活動費より支出するつもりなのではないかと疑われます。そうであるならば、このイギリス・フランス視察も地方自治法208条、地方自治法施行令143条に違反することになります。《添付資料6》

カ 4月に海外視察を行い2つの年度に渡って支出することは、前の年度に残っている政務活動費をまず使い、足りない分は次の年度で補充するというやり方をしているのだろうと考えられます。結局、目的は前年度の政務活動費を使い切ることではないかと思われるのです。

キ 海外視察については2003年11月の「産業・防災アジア行政視察団」の東南アジアへの視察で、女性を買って遊んでいたとしか思われない場面が日本テレビで全国放映され多くの県民から非難されましたが、この時の視察についての真相解明や再発防止策など行われずに現在に至っています。この視察以来、県議会で議決を通しての海外視察は、姉妹都市以外行われていません。《添付資料7》

ク 現在、議会の決定として行うことのできない海外視察は、調査研究の名目で政務活動費を安易に使用して行われています。しかし、その行為が、会計の基本中の基本である会計年度独立の原則を平然と犯し、政務活動費の使いきりに利用するものだとすれば、言語道断です。県民の代表である議員として許されるものではありません。

ケ 2013年4月1日から4月8日に行われた埼玉県議会自民党議員団アメリカ視察において使用された2012年度の政務活動費7,187,990円、2013年度の政務活動費4,003,150円、合計11,191,140円の埼玉県への返還を、上田清司知事が埼玉県議

会自由民主党議員団に要求するよう、監査委員の勧告を求めます。

コ 地方自治法第 242 条第 2 項については、「正当な理由」があります。上記事実を確認することができるのは、2013 年度の政務活動費収支報告書と貼付書類が公開された 2014 年 7 月 17 日以降です。そして、2012 年度、2013 年度の両方の政務活動費（政務調査費）収支報告書・貼付書類を調査することが必要ですが、それぞれの年度ごとの調査でもかなりの時間がかかる中、2012 年、2013 年、両年度の情報公開請求の手続きも必要になり、2 つの年度に渡っての調査までは、なかなか対象とし得ることができないのが現状です。そんな中、相当の注意力をもって調査を尽くし、本日の請求となりました。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙添付資料を添え、必要な措置を請求します。

添付資料一覧（名称を記載、内容は略）

- 資料 1 埼玉県議会自由民主党議員団 アメリカ視察報告書
表紙・1 P・22 P
- 資料 2 2013 年 3 月 22 日～3 月 31 日 アメリカ視察 領収書
- 資料 3 2013 年 4 月 1 日～4 月 10 日 アメリカ視察 領収書
- 資料 4 財務省 繰越ガイドブック 3 P
- 資料 5 埼玉県議会自由民主党議員団 イギリス・フランス視察報告書
表紙・1 P・24 P
- 資料 6 2014 年 3 月 26 日～3 月 30 日
イギリス・フランス視察 領収書
- 資料 7 2003 年 12 月 13 日放送
日本テレビ「報道・特捜プロジェクト」(DVD)

第 2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

第 3 請求の要件審査

本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第 242 条第 2 項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

2 監査対象機関 議会事務局

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人のうち2名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア ただ一つだけどうしても言っておきたいというところだけを述べたいと思う。

監査請求をした2013年度のアメリカ視察と、その次の年のイギリス・フランスの視察は、2年連続した形で4月に視察をしていた。今日出した追加書類によると、2012年の4月15日から4月21日にも埼玉県議会自由民主党県議団がドイツへ視察に行っている。アメリカ視察は2012年度と13年度両方にわたって政務活動費から支出したが、その前年に行ったドイツ視察も2年度にわたって政務活動費を使っていたということがこの証拠書類で分かった。収支報告書の領収書を見てみると、他にも本当はいくつか怪しいもの、多分両年度から支出しているだろうと思えるものがいくつかあった。

財務省の繰越ガイドブックに、会計年度独立の原則とは「一年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保すること」と載っていたものを提出しているが、議員という職責にありながら、特に行政の会計行為に対してのチェックをすべき議員が、このような会計の不法や不正をさせないためにあるような原則を平気で破る、平気で犯すというこの感覚が、議員としてその資質がどうなのかとさえ思ってしまうところがある。単なる違法ということだけでなく、会計年度独立の原則を議員が犯すということの重さは、非常に大きなものがあると思う。

このため、請求している対象金合計11,191,140円の埼玉県への返還を上田知事が埼玉県議会自由民主党議員団に要求するよう、絶対に行ってほしいと思う。

イ 一番言いたい部分は、県会議員の海外視察というのは本当はどうなのかということである。政務活動費を使って海外視察し、その成果なるものを見たことが無い。高額な費用をかけて行っても、県民から見た場合、実質的に政策などに反映されるようなものが無い。議員の海外視察というのは、いわば議員同士の懇親と慰安だと言う人もいる。県議会の視察も、視察報告を見ると、議員同士のお互いの懇親と慰安のようなものでないかと類推する。実質的な効果の無いことを高額なお金をかけて行うことは問題である。

しかも県民から見たらあまり芳しくないようなことを、住民に発見され難いように年度またぎの会計処理でやっている。政務活動費を年度またぎで使っているの、いままで毎年見てきたが気が付かず、全くチェックができない。この視察

報告も、私たちが申し入れたことから、結果的に出されるようになった。

豪華な海外視察の問題と、これを発見され難い年度またぎでやっていることが先ほどのとおり会計年度独立の原則にも反しているという問題である。

(2) 議会事務局の陳述の要旨

ア 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の地方自治法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成25年度交付分から適用している。

イ 政務活動費の事務処理について

政務活動費を充当した経費については、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還請求を行っている。

ウ 会計年度独立の原則について

会計年度独立の原則は、地方自治法第208条で定める地方公共団体の出納行為の期間に関する規定であるが、「会派のような任意団体に適用されるべき規定ではなく、地方公共団体と同様の会計年度等を会派に対して強制すべき必要性は認められない」との名古屋地裁判決、平成17年5月26日（平成16年（行ウ）第40号）及び平成17年5月30日（平成15年（行ウ）第63号）がある。

本件請求人は、埼玉県議会自由民主党議員団の当該視察は、会計年度独立の原則を無視したものであり、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に違反する旨を主張しているが、この判例からも明らかのように、地方自治法第208条及びその補完規定である地方自治法施行令第143条が「埼玉県議会の会派」である同議員団に適用されるとする主張は適当でないと考えている。

エ 現金主義について

本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」を採用しており、支出した日をもって経費を整理している。これは、他の自治体でも広く用いられている手法で、関東地方でも本県をはじめ1都5県が採用している。

今回提出された住民監査請求は、平成25年4月1日から4月8日の日程で埼玉県議会自由民主党議員団が実施したアメリカ視察に関して支出した県政調査費及び政務活動費に関するものであるが、現金主義に基づき平成25年3月支出分は平成24年度分に、平成25年4月支出分は平成25年度分に整理され、条例・規程・運用指針に合致した適正な処理が行われているものである。

オ 請求人が平成24年度交付分まで遡って請求していることについて

請求人が平成24年度交付分まで遡って住民監査請求をしていることについて申し上げる。

地方自治法第242条第2項では、地方公共団体の法的安定性を確保する見地から、監査請求できる期間を行為から1年との期間制限を設けているが、この場合「財務行為の完結した日から1年」と捉えるのが通例である。

政務活動費の場合は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるかを審査したのち、5月31日までの出納整理期間の間に、議長は知事に収支報告書の写しを送付している。

この収支報告書の金額が政務活動費の決算額になることから、「財務行為の完結した日」とは、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると事務局では考えている。

また、本件請求人は、相当の注意力をもって調査したことをもって、地方自治法第242条第2項ただし書で規定する「正当な理由」に該当すると主張しているが、この場合の「正当な理由」とは、例えば「当該行為が極めて秘密裡に行われ、1年を経過した後にはじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合」などのように、請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すものとされている。

本県議会においては、平成21年度交付分から領収書を添付し、速やかに公開していることから、本件請求には正当な理由はないと考え、本件請求対象のうち、平成25年度交付分以外は、法定期間の徒過により監査対象になりえないものと考えている。

(3) 議会事務局の陳述に対する請求人の意見の要旨

ア 会派には適用しないという話があったが、政務活動費は、議会費の中で、交通や食品代などあるなかの、負担金補助及び交付金の中に入っているものである。このような予算のシステムの中に入っているものがなぜ会計年度独立の原則を適用されないのか、非常におかしなことである。

また、ドイツの視察でも同様だが、4月に行った視察の費用を3月30日に払うなどしているが、4月1日に払っていけば全く問題は無いのである。このような少し気を使えばできることをせず、会計年度独立の原則を外してまで支出するような必要があるのか考えていただきたい。

イ この住民監査請求の趣旨は、いわゆる昔で言う4号訴訟のようなものがないため、知事に対して不適切な会計処理がされているから勧告してくれということである。議員に直接返せといっているわけではなく、知事の財務行為について、

原則を守ってくれということである。

また、現金主義について判例を出しているが、これは水道代や電気代など元々前の月のものが後で請求が来て払うものについての現金主義の処理の仕方なのであって、次年度に行われるような視察に適用するケースとは違う。電気代や光熱費などの年度またぎについては、議会事務局が指摘した判例のようなことであるが、事業自身が次年度に行われているのにそれを前の年度から払うというのは明らかにおかしい。そのような場合、現金主義の話ではなく、使用しない分として金を返すべきである。使っていないから次年度に回して払うことを現金主義と言うなら、お金の処理の基準など無くなってしまう。判例についてもよく見ていただきたい。

法律の改正について、政務活動費では支出の範囲が広がった。これについては住民がずっと批判し、追いつめ、それ以外には使えないようにしたのに、法改正で拡大され、支出についての基準を失うようなことになった。これは、住民の側からすれば明らかな改悪なのであって、この拡大により今回の請求を逃れるような議論は成り立たせてはいけない。

期間徒過については、請求の趣旨は、年度またぎの形で事業が使われているものについて、知事の方で会計基準を守るような形で議会に対して指導・対応してもらいたいということであるので、その点を考えてもらいたい。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成27年3月27日に実施し、以下の説明があった。

(1) 条例、規程及び運用指針の位置付けと制定の経過について

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)は、平成24年の法改正に伴い議会の各会派の議員による協議により案が作成され、平成25年2月定例県議会で一部改正されたものである。

条例の運用手続等について定めたものが「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)であり、議長がこれを定めた。

また、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、その用途や留意点などを具体的に定めたものが「政務活動費の運用指針」(以下「運用指針」という。)である。運用指針の作成にあたっては各会派の議員が集まって国の考え方も参考にしながら具体的な運用のための指針を作成したものであり、全体の合意事項となっているものである。

(2) 議会事務局によるチェック

条例に基づき、政務活動費は毎四半期ごとに会派から知事に請求があり、一年経過後に、会派から議長に対し収支報告書と証拠書類等を4月30日までに提出することとされている。議長に提出されたこれらの書類は、条例・規程・運用指針に合致しているかを議会事務局の複数の担当者で多重に精査した上で、議長から知事へ

収支報告書の写しを提出することとなる。

(3) 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付（戻入）してもらおうという手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

(4) 請求人からの摘示のあった支出について

請求人は、4月に行った視察の費用を4月に払っていけば全く問題はないと主張している一方で、平成25年度に実施された視察に充当した政務活動費について、平成24年度分とあわせて平成25年度分も返還を主張しており、つじつまが合わない。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

(1) 県政調査費制度及び政務活動費制度について

平成12年の法改正により、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。

また、平成24年の法改正により、名称が政務活動費とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定している。

イ 根拠条例等

法の規定を受け、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）が制定された。

平成24年の法改正に伴い、旧条例及び旧規程が改正され、現在の条例及び規

程となっている。

本県の県政調査費及び政務活動費制度の主な内容は次のとおりである。

(ア) 充てることができる経費の範囲

条例の別表により定められている。

なお、平成24年の法改正前においては、使途基準は旧規程に定められていた。

(イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費（旧条例等では県政調査費。以下第45（1）イにおいて同じ。）の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(オ) 請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

(カ) 収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(キ) 収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ク) 返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(ケ) 議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、旧条例では、議長は、県政調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする、とされていた。

ウ 「県政調査費の運用指針」（以下「旧運用指針」という。）及び運用指針

県議会では、制度の透明性の向上等を図るため各会派合議による検討が重ねられ、平成21年3月にその検討結果が議長に報告・提言された。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に旧運用指針が定められた。

そして、条例等の改正に伴い、平成25年3月に「政務活動費の適正な運用を

図るために各会派が参照すべき事項」として運用指針が定められた。

(2) 埼玉県議会自由民主党議員団に係る県政調査費及び政務活動費の交付事務の流れ

ア 平成24年度の県政調査費

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定（324,000,000円）
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第1四半期分81,000,000円)
- ・ 平成24年5月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年5月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後318,500,000円)
- ・ 平成24年5月7日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分79,500,000円)
- ・ 平成24年8月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年8月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後314,500,000円)
- ・ 平成24年8月2日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
- ・ 平成24年10月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年10月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後305,500,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分73,500,000円)
- ・ 平成24年11月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年11月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後310,500,000円)
- ・ 平成24年11月5日、会派からの請求に基づく支出命令
(2,000,000円)
- ・ 平成24年11月26日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年11月26日、知事が会派に変更交付決定
(変更後308,500,000円)
- ・ 平成24年11月27日、会派に戻入調定 (500,000円)
- ・ 平成25年1月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分75,000,000円)

- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費（平成24年度交付分）に係る領収書等の閲覧開始

イ 平成25年度の政務活動費

- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定（288,000,000円）
- ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(第1四半期分72,000,000円)
- ・ 平成25年5月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年5月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後293,500,000円)
- ・ 平成25年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令
(1,000,000円)
- ・ 平成25年6月3日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年6月3日、知事が会派に変更交付決定
(変更後298,500,000円)
- ・ 平成25年6月10日、会派からの請求に基づく支出命令
(500,000円)
- ・ 平成25年7月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年7月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後294,000,000円)
- ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分73,500,000円)
- ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分73,500,000円)
- ・ 平成25年10月21日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年10月25日、知事が会派に変更交付決定
(変更後291,500,000円)
- ・ 平成25年10月25日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
- ・ 平成25年11月15日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年11月18日、知事が会派に変更交付決定
(変更後293,500,000円)

- ・ 平成25年12月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(500,000円)
- ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分73,500,000円)
- ・ 平成26年1月17日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成26年1月20日、知事が会派に変更交付決定
(変更後291,500,000円)
- ・ 平成26年1月20日、会派に戻入調定 (2,000,000円)
- ・ 平成26年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができないとされている。

法第242条第2項に規定する財務会計上の「行為があった日又は終わった日」について本件県政調査費及び政務活動費に係る請求に当てはめて検討すると、「第4 4 監査対象機関の説明」及び「第4 5 事実関係」に記載のとおり、議長は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのちに知事に収支報告書の写しを送付している。この収支報告書の金額が県政調査費の決算額になることから、当該行為の終わった日は、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると解される。

この結果、平成24年度の県政調査費の支出については、本件請求の時点において財務会計上の「行為があった日又は終わった日」から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。

また、請求人は、一年を経過した正当な理由として、平成24年度及び平成25年度の2年度にわたる収支報告書等の調査等に時間を要し相当の注意力をもって調査を尽くしたことを主張しているが、平成24年度の県政調査費の支出について、請求人が監査請求期間経過前に収支報告書など支出関係の内容を知ることが可能であったので、法第242条第2項に規定する「正当な理由」があると認められない。

よって、平成24年度の県政調査費の支出に係る請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった平成25年度の政務活動費の支出に係る事項について判断する。

(1) 監査の視点

法第100条第14項は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることができる経費の範囲等は条例で定めるところとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収支報告書を議長に提出するものとしている。

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、会派に対し交付すると定めている。また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

以上のとおり、政務活動費制度については、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（平成21年12月17日最高裁判所判決）としている。

また、他の裁判例では、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記用途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」（平成20年9月25日神戸地方裁判所判決、平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨）としている。

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

- ア 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることができる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。
- イ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。
- ウ 条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

(2) 判断

請求人は、埼玉県議会自由民主党議員団が平成25年4月1日から同年4月8日

まで行ったアメリカ視察に係る費用を、平成24年度及び平成25年度の両年度に渡って政務活動費から支出することは、法第208条で定める会計年度独立の原則及び同法施行令第143条で定める歳出の会計年度所属区分に違反していると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであり、裁判例でも任意団体である会派には法第208条及び同法施行令第143条は適用されないことの説明があった。

裁判例では、交付を受けた会派について、「会計年度独立の原則は、一定の期間を画して地方公共団体の収入と支出の均衡を図り、金銭の受払の関係を明確にするために設けられた規定であること、208条が同法の第9章の財務の章の第1節『会計年度及び会計の区分』の冒頭に置かれており、同じ章には、第2節予算、第3節収入、第4節支出、第5節決算、…第10節住民による監査請求及び訴訟等が規定されていることなどに照らすと、同条は、地方自治法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、会派のように、本質的に任意団体としての性質を有する団体に適用ないし類推適用されるべき規定でないことは明らかである」（平成17年5月30日名古屋地方裁判所判決、平成18年2月15日名古屋高等裁判所判決同旨、平成19年4月24日最高裁判所決定）としている。

また、他の裁判例では、交付を受けた会派について、「政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務調査費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される」（平成22年11月5日東京高等裁判所判決）、「区議会の会派に政務調査費を交付する区について会計年度独立の原則の適用があるにしても、政務調査費の交付を受けた会派については、受領した金員を当該年度中に発生した事実に基づく支出に用いることしか許されないと解すべき理由はなく」（平成18年7月14日東京地方裁判所判決、平成18年11月8日東京高等裁判所判決同旨）としている。

以上から、会計年度独立の原則及びその関連規定である歳出の会計年度所属区分は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該視察費用の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(3) 結論

以上のとおり、平成25年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

政務活動費の運用指針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

【参考】

条例第2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内 容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要な会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポスティング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

政務活動費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
 - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
 - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
 - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
 - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。

4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	調査研究費
内 容	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等

留 意 事 項 等	
<p>1 対象となる活動の例</p> <p>(1) 県政の課題等に関する調査研究等(外部研究機関等への調査研究委託含む)</p> <p>(2) 県内又は県外(国外を含む)における現地調査、先進地視察及び行政関係者からの説明聴取等(議員連盟が行う場合を除く)</p> <p>(3) 研修会、講演会、勉強会及び研究会等 会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる。</p>	
<p>2 留意事項</p> <p>(1) 議員が別に費用弁償を受ける場合には、政務活動費を充当できない。</p> <p>(2) 交通費</p> <p>① バス・電車代: 乗車賃のほか特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。 Suica(スイカ)等プリペイド式カード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。</p> <p>② 航空賃: 国内はエコノミークラス、外国はビジネスクラスに充当できる。</p> <p>③ タクシー等: 効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。</p> <p>④ ガソリン代: 視察先で利用したレンタカー等へのガソリン代については、本経費で対応する。それ以外は「経常的経費」の「交通費」に一括計上すること。</p> <p>⑤ 駐車場代・高速道路代に充当できる。ETCカード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。</p> <p>⑥ バス・電車・タクシー代については乗車区間を明記することが望ましい。</p>	
<p>(3) 宿泊費</p> <p>① 夕食、朝食及びこれに伴う飲物代金(アルコール飲料を除く)を含めることができる。</p> <p>② 研修等に参加する場合で宿泊施設を選択することの出来ない場合は、実際の宿泊額とする。</p>	

- ③ 次の表の額を上限として政務活動費を充てることができる。
ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円
国外	24,200円 29,000円*

*は指定都市(国家公務員等の旅費支給規程において定める都市の地域)

(4) 食事代

- ① 宿泊を伴う場合は、宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。
- ② アルコール飲料には充当できない。
- ③ 次の表の額を上限の目安として昼食等に充当することができる。

	一人1回当たり
視察中の食事代	2,000円程度
その他調査研究等での食事代	1,000円程度

(5) 調査先への土産代

- 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(6) 茶菓代

- ① 政務活動に伴う茶菓代に充当できる。
ただし、議員一人の場合や休憩中の茶菓代には充当できない。
- ② 次の表の額を上限の目安として茶菓代に充当することができる。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度

(7) その他

- ① 宿泊を伴う視察経費に充当した場合は、行程及び経費の内訳が分かるようにしておくこと。海外視察の場合は、視察報告書を議長に提出すること。
- ② 調査研究に資するため各種団体等の年会費に充当する場合は、「領収書等貼付用紙」の余白などに、年会費の対価として得たものを明記すること。
(例:研修会参加、会報等資料など)

証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の用途欄に用途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

(3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

(4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。

資料3 請求人から陳述日に証拠として提出のあったもの（名称を記載、内容は略）

- (1) 埼玉県議会自由民主党議員団ドイツ視察に係る県政調査費領収書等貼付用紙等の写し

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十七年年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十七年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成27年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成27年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	179人	<p>○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)</p> <p>○地方公務員法第16条に該当しない者</p> <p>○次に掲げる者</p> <p>(1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成28年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p>
	心理	1人	
	設備	22人	
	(新方式)設備	(うち新方式3人程度)	
	総合土木	51人	
	(新方式)総合土木	(うち新方式8人程度)	
	建築	8人	
	(新方式)建築	(うち新方式2人程度)	
	化学	20人	
	農業	15人	
林業	6人		
福祉	10人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		35人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○ (選択解答制) (新方式を除く)	○ (一般行政のみ) 選択解答制)	○ (新方式を除く)	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	○ (選択解答制)		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日(日)	埼玉県立伊奈学園 総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月7日(火)午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格 者には文書で通知する。
第2次試験	7月13日(月)から16日(木)まで のいずれか1日及び8月5日(水) から8月21日(金)までのいずれか 1日(土曜日及び日曜日を除く。) に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		8月31日(月)に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも約195,200円である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年5月8日（金）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成27年5月8日（金）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月8日（金）9時30分から5月25日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月8日（金）から5月25日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十七年年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成27年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 24人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日（日）	埼玉県立伊奈学園 総合高等学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月7日（火）午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格 者には文書で通知する。
第2次試験	7月13日（月）から16日（木）ま でのいずれか1日及び8月5日（水） から8月21日（金）までのいずれか 1日（土曜日及び日曜日を除く。） に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		8月31日（月）に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、約195,200円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年5月8日（金）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成27年5月8日（金）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月8日（金）9時30分から5月25日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月8日（金）から5月25日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

5月8日（金）から5月25日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十七年年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十七年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成27年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成27年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	7人	<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条に該当しない者 <input type="checkbox"/> 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	2人	
	総合土木	3人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		23人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉県職員採用初級試験(設備、総合土木)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月7日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月15日(木)及び10月27日(火)から10月29日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月25日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも約158,200円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年5月8日（金）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成27年5月8日（金）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月19日（水）9時30分から8月31日（月）17時まで

イ 郵送受付

8月19日（水）から8月31日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十七年年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成27年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 8人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月7日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月15日（木）及び10月27日（火）から10月29日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月25日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、約158,200円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年5月8日（金）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成27年5月8日（金）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月19日（水）9時30分から8月31日（月）17時まで

イ 郵送受付

8月19日（水）から8月31日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

8月19日（水）から8月31日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十七年年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成27年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	10人	<p>○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成28年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	10人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成28年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	3人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成28年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者</p>

		(2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
管理栄養士	1人	次に掲げる者で、管理栄養士の免許を有する者又は平成28年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問) (1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 (2) 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
栄養士	3人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)
司書	13人	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 栄養士、司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月28日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月7日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。

第2次試験	7月13日（月）から16日（木）までのいずれか1日及び8月5日（水）から8月21日（金）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。	8月31日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
-------	---	---

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士、司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月7日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月15日（木）及び10月27日（火）から10月29日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月25日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として下表のとおりである。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

職 種	給 与
薬 剤 師	約222,200円
獣 医 師	
保 健 師	約225,900円
管 理 栄 養 士	約201,500円
栄 養 士	約178,500円
司 書	約170,300円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許（資格）取得見込みの者にあつては、当該免許（資格）を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年5月8日（金）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成27年5月8日（金）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 管理栄養士	ア インターネット受付 5月8日（金）9時30分から5月25日（月）17時まで イ 郵送受付 5月8日（金）から5月25日（月）まで（期間内消印有効）
栄 養 士 司 書	ア インターネット受付 8月19日（水）9時30分から8月31日（月）17時まで イ 郵送受付 8月19日（水）から8月31日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十七年年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成27年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 5人

設 備 3人

総合土木 5人

建 築 2人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和31年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者 ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成27年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成27年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成27年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ

(3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月27日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月20日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月31日(土)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月17日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	11月29日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月10日(木)に第1次試験及び第2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合
約270,000円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年7月1日（水）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月19日（水）9時30分から8月31日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

正 誤

埼玉県規則第四十二号（平成二十七年四月一日号外第六号）中訂正

ページ 行

三 前から六

誤

埼玉県立武道館管理規則を廃止する規則（平成二十七年埼玉県教育委員会規則第
号）

正

埼玉県立武道館管理規則及び埼玉県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則（平成
二十七年埼玉県教育委員会規則第十一号）